「空き家・宅地バンク」への登録物件・土地を募集しています！

町では、移住・定住者のための住まい確保に力を入れています。
空き家や空き地の利活用は、住まいを求めている方のみならず、
所有者や地域の皆さんにとってもメリットがたくさんあります。
利用されていない住居物件や住宅用地の活用を考えてみませんか。

【空き家・宅地バンクとは？】

空き家・宅地バンクとは、町内の空き家・空き地を売りたい、貸したい方の情報を町のホームページ等に掲載して周知を行うことで、空き家・空き地を買いたい、借りたい方とマッチングを図る制度です。町では情報提供と相談の対応を行います。

【どうして空き家・宅地バンクをすすめるの？】

空き家は、日常的に換気されないため、湿気などで家屋が傷みやすくなります。また、空き家・空き地とも清掃や除草が行き届かなくなり周囲の景観を損ねるだけではなく、害虫が発生するなど衛生上の問題や、防犯上の問題が発生しやすくなります。

早めに活用を検討することで、賃貸・売却できる可能性が高くなります。空き家の場合、年数の経過とともに家屋に傷みが発生することで、相談者とのマッチングが難しくなったり、設備の修繕する必要も出てきます。

申請手続きや支援制度は裏面をご覧ください！

空き家・宅地バンク制度の詳細や登録情報などは
町のホームページに掲載しております。
詳しくは、下記にお気軽にお問い合わせください。

岩手県葛巻町
いらっしゃい葛巻推進課 移住定住係
0195-66-2111（内線 444）

くずまき

町の空き家・宅地バンクの HP はこちらの QR コードを読み込んでご覧ください！

《空き家・宅地バンク申請手続きの流れ》

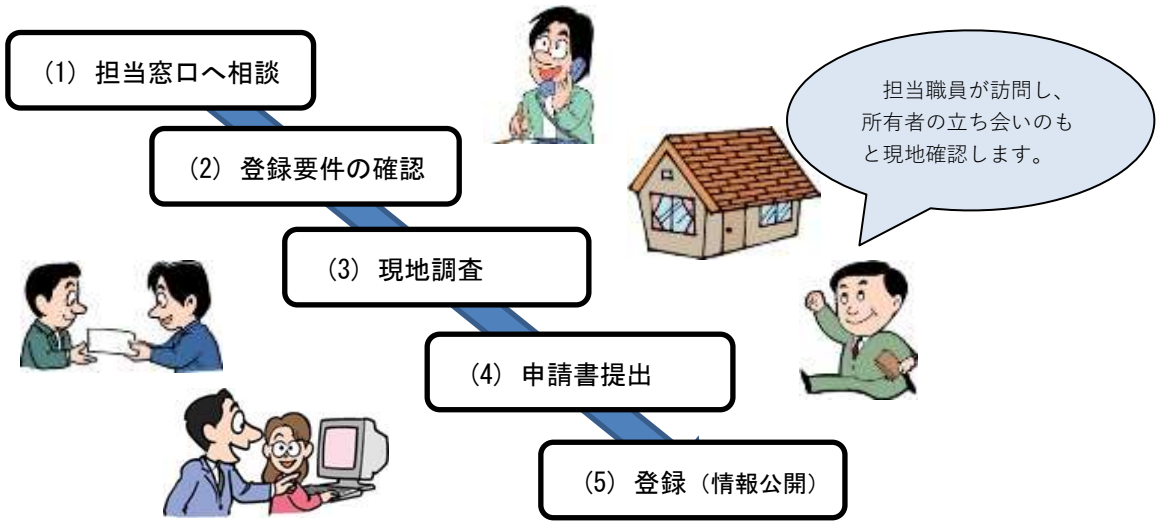

《空き家等利活用事業》

事業名	要　　件	補助金額
(1) 空き家リフォーム支援事業	Uターン者又はIターン者が転入から1年以内に町内の空き家を取得又は賃貸し、リフォームした場合。	空き家1戸につきリフォーム経費の1/2。 20万円を限度とする。
(2) 空き家等活用奨励事業	空き家バンク及び宅地バンクに登録する空き家等及び敷地の所有者が町へ定住を希望する者に対し空き家等を売却又は貸与する場合。 （敷地は売却のみ） 同一の空き家等につき交付は1回に限る。	空き家1戸につき、又は敷地1件につき5万円。
(3) 空き家整理等支援事業	空き家バンクに登録する空き家等の所有者が空き家の残置物を処分する際に、委託業者等に委託し行う経費が5万円以上となる場合。 同一の空き家等につき交付は1回に限る。	空き家の残置物の処分に要する経費の1/2。 20万円を限度とする。
(4) 空き家修繕等支援事業	空き家バンクに登録する空き家等の所有者が空き家の修繕及びリフォームを行う際に、経費が10万円以上となる場合。 同一の空き家等につき交付は1回に限る。	空き家の修繕及びリフォームに要する経費の1/2。 30万円を限度とする。

※その他、詳細な事項は町HPに掲載されている「いらっしゃい葛巻空き家等利活用事業実施要綱」を参照、もしくは町担当課までお問合せください。